

# -農林水産省-

## 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する国産豚肉の調達等に係る契約が会計法令に違反

1件 不当金額 1914万円

(後掲291ページ参照)

### 1 選手村における日本産食材提供による魅力発信業務等の概要

農林水産本省は、令和3年2月に「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約(以下「本件契約」)をスターゼン株式会社との間で随意契約により締結して、同年4月に契約金額1914万円を会社に支払っている。本件契約の内容は、国産豚肉を調達して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」)の選手村において飲食提供等の業務を行う業者(以下「フードサービス業者」)が求める基準等を満たすように加工して、加工した国産豚肉計6,264kgを保管することなどとなっている。

### 2 検査の結果

本件契約を対象として、農林水産本省及び会社において、会計実地検査を行った。

#### (1) 合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、選手村の飲食提供施設で使用される畜産物の納入に関する契約(以下「畜産物納入契約」)を締結していて、畜産物納入契約には会社が外国産豚肉を納入する内容が含まれていた。そして、農林水産本省によると、2年11月頃、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部11,215kgを国産豚肉に切り替えるために、次の①、②等の点について口頭で合意したとしている。

① 会社は加工前の国産豚肉を調達して、フードサービス業者が求める基準を満たすように加工を行って保管し、大会が終了する3年9月まで逐次納入すること

② 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額(以下「調達差額」)等を会社に支払うこと

したがって、農林水産本省は、会計法令に基づき、会社が締結した畜産物納入契約を前提として外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えること、役務提供期間が業務開始を予定している3年2月頃から同年9月までであることなどを内容とする契約書を作成するなどの必要があった。

しかし、農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容、すなわち、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成していて、合意した内容と契約書の記載内容とが相違していた。

上記の相違が生じた経緯等を確認したところ、次のとおりとなっていた。

#### ア 契約の目的における国産豚肉の数量や契約金額の構成要素

農林水産本省は、合意した内容は畜産物納入契約を前提とするものであり、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、本件契約の内容が複雑になると考えたことから、本件契約の内容について、簡潔なものとなるように、合意した内容とは異なる内容に置き換えることとしたとしている。その一環として、農林水産本省は、調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のものであった。

#### イ 実施する業務の内容及び業務を実施する期間

農林水産本省は、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、年度ごとに業務を分割して2件の契約とするなどの煩雑な手続をとる必要があり、業務全体が単年度で完了することとすればそのような手続をとる必要がなくなると考えたことから、本件契約における

る業務を実施する期間を3年2月16日から同年3月31日までとして、4月以降に実施する業務は発生しないことを装うこととしたとしている。また、業務を実施する期間を上記のとおりとすると、業務の内容に国産豚肉の納入を含めることは大会が終了する時期(同年9月)との関係で不自然であることから、契約書に記載する業務の内容についても、合意した内容の一部であり、国産豚肉を選手村の飲食提供施設に提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなかった。

会計法令によれば、契約担当官及び支出負担行為担当官は契約を締結する場合には、原則として、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。それにもかかわらず、農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容とは異なる内容の契約書を作成していた。

(2) 契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

3年3月31日時点における契約書に記載された業務の履行状況について確認したところ、国産豚肉の調達は一部行われていたものの、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されているものはなかった。

一方、本件契約の検査職員には、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容を記載した契約書が作成されていることなどを認識していた職員が任命されていた。そして、当該検査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況にあるにもかかわらず、3年3月31日に、契約書に記載された業務の履行の完了を確認したこととして、事実と異なる内容を記載した検査調書を作成していた。その後、農林水産本省は、当該検査調書に基づくなどして、同年4月に契約金額全額を会社に支払っていた。

このように、本件契約について、契約を構成する主要な事項について合意した内容とは異なる内容の契約書を作成していた事態、及び契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いており、本件契約に係る支払額1914万円が不当と認められる。